

## 静岡文化芸術大学大学院委託生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学大学院学則第45条の規定に基づき、委託生に関し、必要な事項を定める。

### (入学許可)

第2条 委託生の受入れは、該当する研究科教授会の選考を経て、学長が許可する。

### (入学資格)

第3条 委託生として入学することのできる者は、官公庁、学校及び団体（以下「団体等」という。）に所属する職員で研究のため派遣された者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があるものと認められた者

### (入学の時期)

第4条 委託生は、学年又は学期初めに入学を許可する。ただし、学長が必要と認めるときは、他の時期に入学を許可することができる。

### (入学の志願)

第5条 団体等の長は、その所属職員を委託しようとするときは、次の各号に定められた書類により、学長に願い出なければならない。

- (1) 委託生入学申請書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書
- (4) その他指定する書類

### (費用の負担)

第6条 入学を許可された団体等は、所定の期日までに研究料を納入しなければならない。ただし、官公庁、公益法人及び非営利法人においては研究料を免除することができる。

2 演習、実習等に要する特別の費用は、委託生の負担とする。

### (指導教員)

第7条 委託生は、指導教員の指導を受け、研究に従事するものとする。

2 当該研究科長は、当該研究科教授会の議を経て、委託生の指導教員を決定する。

(学生証の交付及び返還)

第8条 団体等が研究料等を納入した後に、委託生に対し学生証を交付する。

2 委託生は、委託期間が終了して学籍を失うときは、学生証を速やかに返還しなければならない。

(委託期間)

第9条 委託生の委託期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(許可の取消)

第10条 委託生として不相当と認められたときは、学長は、当該研究科教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第11条 静岡文化芸術大学大学院学則中、学生に関する規定は、委託生に準用する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月21日から施行する。